令和３年度大阪府農業振興地域整備審議会　議事概要

日時：令和３年５月２４日（月）午前１０時から

　　場所：ウェブ会議システムによるオンライン開催

傍聴は大阪府咲洲庁舎共用会議室８

第１号議案　大阪府農業振興地域整備基本方針の変更

（事務局説明）

○　農業振興地域制度は、「農業振興地域の整備に関する法律」、いわゆる農振法により定められており、限られた資源である農地のうち、特に生産性の高い優良農地の、持続的な確保と有効利用を進めることにより、国土の健全な利用に寄与することを目的。

○　まず最上位に国が定める「農用地等の確保等に関する基本指針」があり、その指針に基づき都道府県が定める「農業振興地域整備基本方針」がある。そして市町村が定める「農業振興地域整備計画」があるという構成。

○　大阪府内における農業振興地域の現状。総合的に農業の振興を図るべき地域として、４３市町村のうち、２１市町村で農業振興地域の指定。

○　指定面積は、約３万２千ha。大阪府の全面積の約17%。

○　農業振興地域の指定を受けた各市町村は、10ha以上のまとまりのある農地等を農用地区域として指定。

○　府内における農用地区域指定農地の面積は令和元年末時点で4,803ha。農業振興地域内では、約半分の農地が農用地区指定されている。

＜第１号議案＞

「大阪府農業振興地域整備基本方針」の変更

○　農振法第５条では「国基本指針の変更があったときは府基本方針を変更するものとする。」と規定。

○　令和２年末に、国が基本指針の変更を行ったことから、それに基づき、府基本方針を変更。

国の基本方針の内容について

○　令和２年３月「食料・農業・農村基本計画」の改正を受け、国が基本方針の変更。

主な変更点は、確保すべき農用地面積の目標及び設定基準。

○　国における令和１２年の確保すべき農用地等の面積の目標は、基準年となる令和元年現在の４００．２万haから３万ha減の３９７万ha。

○　国の指針には、都道府県における農用地面積の目標設定の基準があり、府内農用地の目標面積の設定については、この基準に基づくもの。

○　その他、多面的機能支払制度等による共同活動への支援、営農の省力化等に資する技術の活用を可能にする農業生産基盤の整備、デジタル化の積極的な推進等、農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握に係る項目の追加や変更。

○　以上の国の基本指針に基づき、大阪府は令和１２年を目標年とした基本方針を策定するもの。

府基本方針（案）の変更要旨について

○　今回の府基本方針の変更に向けての考え方としては、平成２０年に制定した「都市農業・農空間条例」にある、担い手の育成確保のための「大阪版認定農業者制度」と５ha以上の優良農地について定めた「農空間保全地域制度」、この２つの大阪府独自の制度を有効かつ積極的に活用するとともに、国の重要施策でもある農地中間管理機構制度に関する具体的な方針について、大阪府が平成２６年に定めた、「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」による利用集積目標との整合を図ることにより、持続的かつ効率的な大阪農業の実現と農空間の保全・活用をめざすという考え方に基づき、関係機関と協議の上で、基本方針策定手続きを進めていく。

府内における農用地の確保面積について＜資料２　別紙＞

〇　令和元年現在の農用地区域内の荒廃農地を除いた農地面積は、４，７３３haであり、これまでのすう勢及び今後取り組むべき施策による効果を踏まえ、国基本指針の目標年である令和１２年における農用地区域内の農地面積の目標を設定。

○　近年の農用地面積の減少傾向について、転用目的による農用地除外や市町村が行う基礎調査による除外などにより、平成27年度から令和元年度の実績の平均である過去の傾向から２０haの減少が見込むもの。また、同様に、農地の荒廃化、いわゆる遊休化による耕作地の減少については、１７３haの減少が見込まれる。

○　仮にこの傾向が今後も継続し、かつ何も施策を講じないとすると、府内の農用地面積は、令和１２年には１９３haが減少し、４,５４０haになると推定　。

○　これに対して、施策効果による増加面積を国基本指針基準に基づいて推定し、目標面積に反映させたもの。

〇　農空間条例や中間管理事業、新規事業の導入などの施策効果による増加面積としては、荒廃農地の発生防止、荒廃農地の解消、農用地区域への編入について、見込むもの。

〇　荒廃農地の発生防止については、２２haと推定。これは担い手に集積された農地は荒廃化しないという考え方に基づき、令和５年には中間管理事業の農地集積目標２５％を達成するとした集積面積から、過去の実績が継続したときの集積面積を引くと、集積の加速化による集積面積が求められ、これに荒廃農地の新規発生率をかけて算出した面積。

○　荒廃農地の解消については、現在の農用地区域内荒廃農地の中でも再生可能な農地について、一定過去の実績統計により、やむなく転用等が見込まれる率分を除いた面積については、荒廃農地の解消の努力が見込める面積として58ヘクタール計上。

〇　事業の実施等による農用地区域への編入については、2号議案で説明。

現在、四條畷市と協議中である農振地域の新規指定により、59ヘクタールの現況農地のうち、地元との調整により、農用地区域指定の見込めるエリアとして23ヘクタールあり、この面積について計上。

〇　以上、農空間条例及び農地中間管理事業の取り組みによる荒廃農地の発生防止及び再生面積、事業実施による農用地区域への追加指定面積を合わせ、施策効果による増加分として、１０３haと推定。

〇　増減合わせ、令和１２年の農用地区域内の農地面積目標を、令和元年から９０ha減の４,６４３haと設定。

〇　現時点では国基本指針に基づき、このように算定。今後アクションプランの見直しに合わせ、その施策効果をその他各都道府県において独自に考慮すべき事由として、目標面積に反映予定。

○　今後は、関係する諸計画との整合を図るため、関係機関との調整など、資料２にあるスケジュールにより、変更作業を行う。

（質疑応答）

特になし→原案どおり承認

第２号議案　大阪府農業振興地域の変更

（事務局説明）

○　第２号議案、「大阪府農業振興地域の変更」について説明。

○　農振法では、農業振興地域の指定要件として、３つの要件がある。

まず、第一に農用地等として利用すべき相当規模、約５０ha以上の土地があることとあり、農地だけでなく、農村集落や農業関連施設なども含む広い範囲での指定。

○　第二に農業経営の近代化が図られる見込みが確実であることとあり、これは将来に向けての持続的かつ安定的な農業経営が見込まれるということ。

○　第三に土地の農業上の利用の高度化を図ることが相当と認められることとあり、事業導入等の可能性も含め、高度な土地利用による生産性の向上を目指すことが可能であるということ。

○　今回は、四條畷市で、新たに農業振興地域の指定を行うもの。

対象地域となる四條畷市の下田原・上田原地区は、四條畷市の東部、奈良県生駒市と隣接する位置にある。

○　農振地域に新規指定予定面積は、全体で１１４ha、うち現況農地面積は５９ha。

○　地域全体が標高１００ｍ以上の区域にあり、府内では比較的冷涼な地域。

○　本地区では、生駒山系からの清流を用水源とした減農薬による水稲栽培が行われており、「エコ河内田原米」として、大阪エコ農産物の登録とブランド化による付加価値化を図っている。

○　近年、国道１６３号線のバイパス整備が進み、大阪中心部からのアクセスが向上したこともあり、地元農業者から、ほ場整備や農道整備などの事業導入による、より一層高度な農業経営を実現したいという声が高まってきたところであり、農業振興地域の指定を進めていきたい。

○　今後、関係機関との協議や指定に向けた手続を進めていき、令和3年8月頃に地域指定の公告ができるよう努力。

○　市においては、農用地区域の指定も含め、農業振興地域整備計画の策定を進める予定。

○　また、ほ場整備などの事業計画についても、市や国と協議を進めていく方針。

（質疑応答）

○中谷委員

　農振地域、農用地面積が増えるのは嬉しい。一度現地を見たことがあるが、想像していた以上に開けた土地である。変更は当然やってほしい。

○増田委員

　ここのエリアは、基本的にはこれからも水稲栽培を中心に展開するのか。それとも一部経済効率性の高い作付けへの変更を考えているのか。

→主に水田で水稲栽培を行っている。すぐ近くに大きな霊園があり、霊園向けに花卉の栽培、特に小菊の栽培も盛んになってきており、水田だけでなく高収益な農作物を栽培していく計画もある。

これから基盤整備を行っていく中で、水田に対しては、水の権利が保障されているが、畑に対しては、用水の確保が課題になると思うが大丈夫か。

→現在全地区に対して水をまかなえている。ほ場整備事業の中で用水計画も立てていく予定。

原案どおり承認

第３号議案　おおさか農政アクションプラン評価・点検部会の変更について

（事務局説明）

〇　第３号議案　おおさか農政アクションプラン評価・点検部会の変更について説明。

〇　本部会については、平成29年度に策定した「新たなおおさか農政アクションプラン」の７において、PDCAサイクルに基づくプランの進行管理を行うため、本審議会に評価・点検するための部会を設置する旨を定めたことに基づき、平成３０年４月に設置を頂いたもの。

〇　この間、増田先生と藤田先生、大阪経済大学の和田先生に委員に就任いただき、毎年目標に対する実績の検証を行い、評価・点検を行っていただいた。

〇　令和３年度は本プランの最終年度であり、これまでの評価を踏まえて令和４年度からの次期計画を策定する必要があるとともに、新型コロナウィルス感染拡大など社会情勢の変化を的確に反映し実効性のある計画にするためには、農業者や農業関係業界の実情に沿った議論を行う必要があると考えている。

〇　このため、現在の部会の部会名、所掌事項及び委員定数の変更をお諮りする。

運営要領（案）について

〇　部会名及び第１　趣旨、第２　所掌事項等、第３　組織、附則の一部を変更。

〇　新旧対照表の赤書き下線部が変更した部分。

〇　部会名については、新たなおおさか農政検討部会に変更。

〇　第１　趣旨についても、部会名の変更。

〇　第２　所掌事項等について、プランの評価点検に加え、次期計画の策定に関する事務を行う旨変更。

〇　第３　組織について、定数を３名程度から７名程度に増員。

〇　附則について、本運営要領の施行日を定めるもの。

〇　なお、本日ご審議の上で承認があれば、変更部会の委員をご指名頂き、７月頃から次期計画についてご審議を頂きたいと考えている。

〇　参考資料として、「３つの軸と将来の姿」を添付。まだ検討中の資料。コロナ禍による影響や脱炭素社会実現への動き、大阪万博の開催など、社会情勢の変化を十分に踏まえつつ，成長と持続、環境貢献、価値創造の３つの軸を設定することを考えている。

〇　また、検討にあたっては、農や食の現場で活躍する様々な方、また異分野の方々から、広くご意見を頂きながら検討予定。大阪の農業界に議論を広げるきっかけにしたい。

（質疑応答）

特になし→原案どおり承認

報告事項（資料３に基づき報告）

〇　おおさか農政アクションプラン評価・点検部会運営要領　第４の（５）の規定により、令和２年度おおさか農政アクションプラン評価・点検部会について、報告。

〇　令和２年度おおさか農政アクションプラン評価・点検部会は、令和２年８月６日木曜日に、大阪府立男女共同参画・青少年センターにおいて、増田先生、藤田先生、和田先生にご出席を頂き、開催。

〇　議題については、令和元年度事業実績にかかる評価･点検及び中間年の評価とりまとめについて、新型コロナウイルスの農業への影響について、今後の施策強化の方向性について、の３点。

〇　資料については、資料１から６まで。本日はその中の資料３と５を配布。その他の資料についても、府のホームページで公開中。

〇　資料３について。おおさか農政アクションプランで設定したKPIに基づき、令和元年度の取組成果について、【しごと】【くらし】【地域】の３つのテーマごとに進捗状況を審議。

〇　【しごと】の分野では、新規就農者があらたに３４名参入するなど、目標を超過達成した項目がある一方で、農産物の供給量が台風の影響もあって平成２８年比で1,334.5t減となるなど、未達成の項目もあったものの、総評としてはおおむね計画どおり、としてご了承を頂いた。

〇　同様に、【くらし】の分野についても総評としてはおおむね計画どおり。【地域】の分野ではいずれのKPIも超過達成し、総評として計画以上に進んでいる、としてご了承を頂いた。

〇　委員の皆様からのご意見として、「栽培に対する技術や流通などの経営のメンターを育てる必要がある」といったご意見や、「小規模のハウスに対してどのようにICTを取り入れていくのか、の視点が必要」といったご意見、「アフターコロナ後の新たな流通チャネルが必要」といったものがあった。

〇　また、部会の開催時はコロナ禍による最初の緊急事態宣言の期間が終了した時期であったことから、コロナ禍の農業への影響について、農業者からのご報告をリアルタイムで頂きながらご議論頂き、これを踏まえた施策強化の方向性について、資料５により説明し、ご意見を頂いた。

〇　委員の皆様方からのご意見については、本府の農政の推進にあたり、参考にさせていただく。

（質疑応答）

○藤田委員

　〇大阪農業の強みを発信していく必要がある。農だけでなく食分野の方も含めた議論に期待する。

○中筋委員

　〇現アクションプランの５年は学びの機会が充実した５年だった。これをいかに生かしていけるか。成長と持続が特に重要と感じる。新規就農した人のフォローが特に課題。

〇増田委員長

　〇SDGｓ、カーボンオフセット、ＩＣＴ農業がキーワード。都市部での地産地消はコロナ禍で必須要件になった、ということを全国に発信していけるのは大阪農業。

その他ご意見

○佐竹委員

〇農振地域においても耕作者が高齢化し、所有者に土地を返したい、また、所有者にも後継者がなく遊休化するケース増。新規就農者に耕作の仕方を教授するだけでなく、収入増のためのノウハウを共有するなどして、農業を職として魅力あるものにしていくべき。

〇収入増には消費、流通面から、何か取り組めることがあるはず。アイデアを出し合うべき。

〇田や畑には防災、貯水機能がある。田畑の保全に資金を投じることで災害復旧費を減じることも可能。

〇日本は平地が少なく、生産性をあげるのが難しいが、フランスでは農業生産性をあげるため、農業に多額の補助金を投じていると聞く。